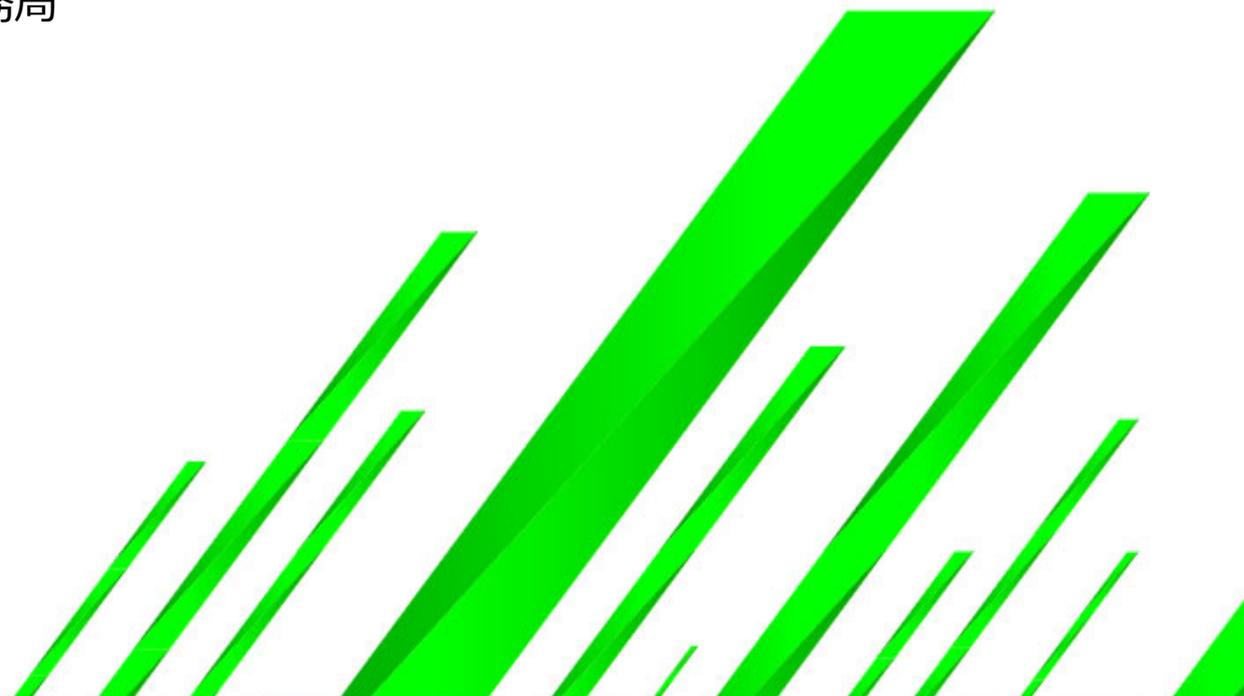


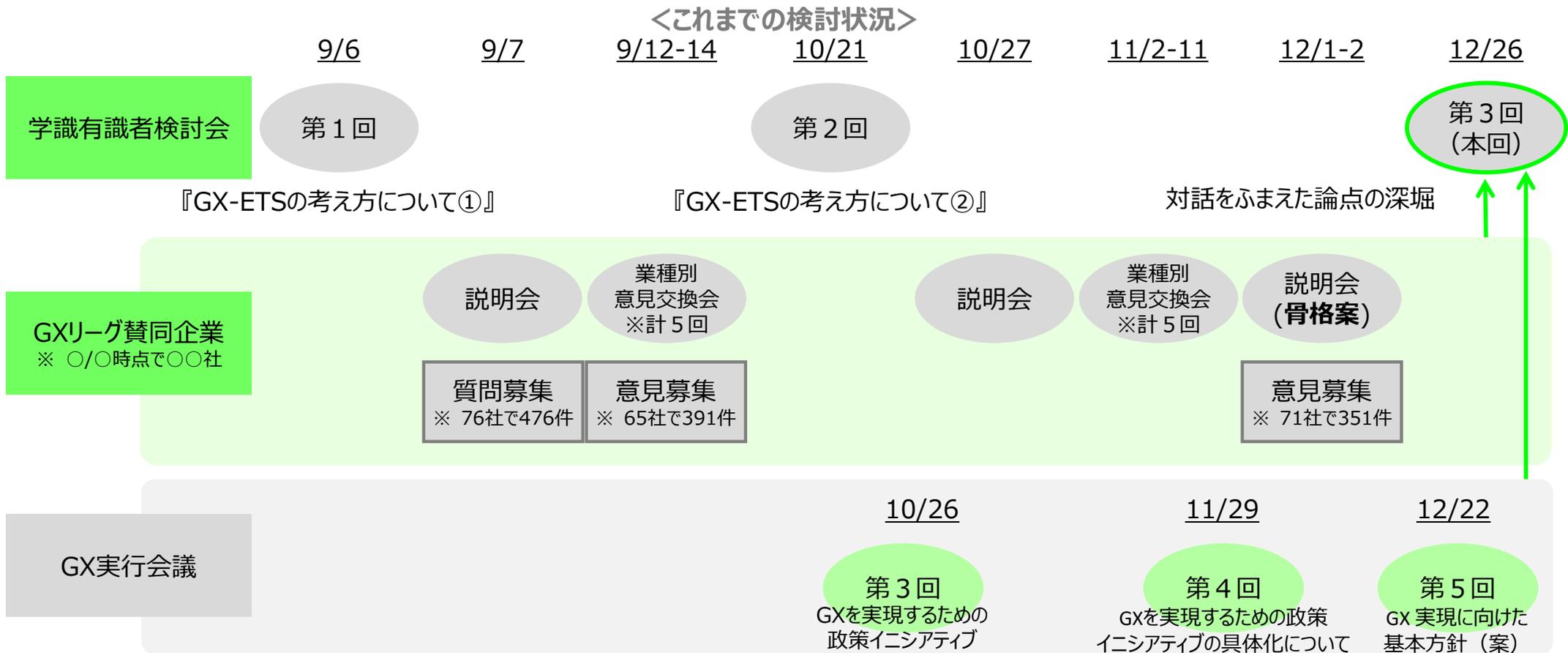
来年度から開始する GXリーグにおける排出量取引の考え方について③

令和4年12月 GXリーグ設立準備事務局



第3回学識有識者検討会の位置付け

- ◆ 前回以降、賛同企業との更なる対話を踏まえ、**第1フェーズの骨格案**をGXリーグ賛同企業に示し、意見を募集。また、**GX-ETSの段階的発展の道筋**は、官邸での**GX実行会議**や、**クリーンエネルギー戦略検討合同会合**で議論。
- ◆ 本資料は、上記を踏まえた**前回からの変更点**や、**改めて明確化する点を中心**に構成。**GX-ETSの段階的発展**も見据え、専門的見地からご意見を賜りたい。
- ◆ 本日の議論等を踏まえ、骨格案に必要な肉付けを行った「**GX-ETSにおける第1フェーズのルール**」を、**1月中旬に賛同企業に提示**。（2/1からのGXリーグ参画募集開始時には、GXリーグ規程として公表）



骨格案への賛同企業からの意見（本資料に関連する主な意見を抽出）

項目	事項	意見
1. GX-ETS第1フェーズの概要/2. 自主目標と基準年度排出量の設定	自主目標の設定方法 自主目標の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接排出に関しては電化等の対策に限られる中で、間接排出と分けて目標設定を行う意義を見出しにくい。 ・ 2025年度の目標設定・評価ができるのであれば、負担軽減のためにも2023、2024年度の目標設定は不要ではないか。/単年度ではなく、総計の開示を認めてほしい。単年度単位の情報開示により、投資計画等の機密情報も明らかになりかねない。 ・ 社内合意が必要な案件であり、目標設定時期については緩和措置なども配慮いただきたい。 ・ 第2フェーズにおいても自主的な目標設定を前提としていただきたい。
	基準年度排出量の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の基準年度である2013年度については、単年度データも認めてもらいたい。 ・ 2013年度比の削減目標を掲げている企業も多く、3か年平均の基準と整合が取れない。
3. 超過削減枠の創出と管理	発電部門の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電部門は国のエネルギー政策によっても大きく左右されるため特殊性が高い。GX-ETSとは別の枠組みの検討や、配慮をいただきたい。
	間接排出要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間接排出要件の判断は、調整後排出係数で行われるべき。/基礎排出係数で行われるべき。/基礎排出係数や、調整後排出係数ではなく、温対法で毎年公表されている全国平均係数（GHGプロトコルでいう、ロケーション基準に相当）を用いることが適切ではないか。
5. 排出量の算定・モニタリング・報告	他者へ供給する電力・熱の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「他人への電力・熱供給に係る分の扱い」について、GHGプロトコルと同様に控除しないとあるが、控除ありとして需要家が計上するべき。 ・ JVETSでの扱いを参照して、外部供給分を適切にモニタリングできる場合は控除可能とできないか。
7. その他の論点	ダッシュボード 特に、多排出製造事業者への理解増進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ GXダッシュボードが、○×ではなく事業者が説明できる基盤として適切に機能するよう、事業者と意見交換もしながら、整備を進めていただきたい。 ・ ダッシュボードにおける企業一覧では、目標設定における業種ごとの留意点や、原単位、削減貢献量、Scope3といった指標・目標があること、それらの目標の達成状況が分かるようにしていただきたい。 ・ 脱炭素に向けた代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない多排出製造分野については、2025年までは投資計画の策定や早期着手する段階で、本格的な削減が進むのは2030年付近以降であり、こうした産業特性を踏まえる必要がある。特に、ダッシュボードにおける数字の見せ方については、その数字の背景にある産業特性について、金融機関や投資家含めたステイクホルダーに理解をしてもらうことが必要であり、公表のあり方について検討を深めるべき。

- ◆ この他、**実務上の論点含め、数多くの質問・意見**が賛同企業から寄せられている。こうした質問・意見や本日までの御議論も踏まえ、**1月中旬**に賛同企業に「**GX-ETSにおける第1フェーズのルール**」を提示するとともに、GXリーグへの参画の判断に参考となる事項については、別途FAQという形で、**2月1日からの参画募集開始に合わせ、提示**する。

今後のスケジュール（想定）

2023年

本検討会～1月中旬

賛同企業との対話

1月16日週半ば

（全賛同企業に対して）
「GX-ETSにおける第1フェーズのルール」及び「GXリーグ全体の参画要件」
をご提示

2月1日

GXリーグ参画企業募集開始

4月連休前

募集締め切り

秋以降

ダッシュボードの公開

2024年

9月以降

2023年度排出量実績報告

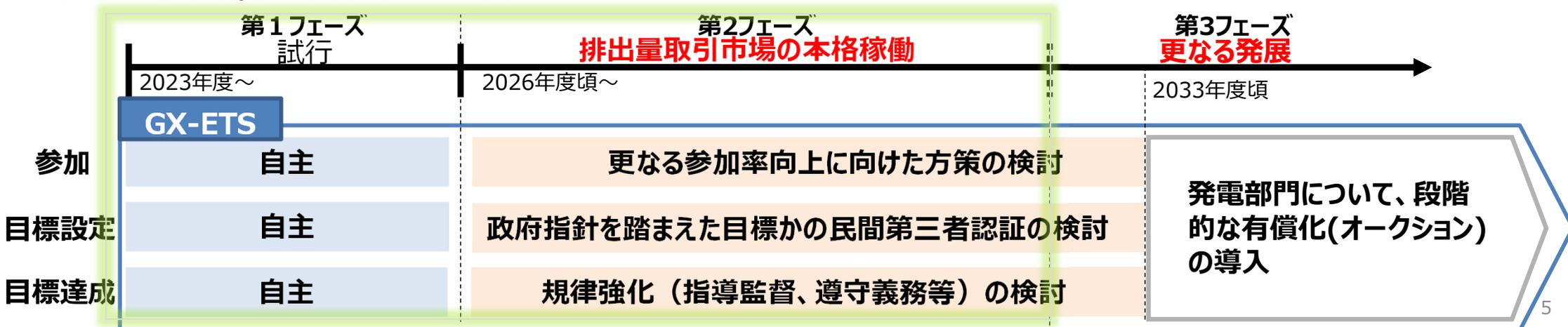
排出量取引の制度設計（案）①-1：GX-ETSの段階的発展の方向性

12/14 第11回 産業構造審議会 産業技術環境分科会
 グリーン・トランスフォーメーション推進委員会/総合
 資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボ
 ンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検
 討小委員会 合同会合 資料抜粋

<第1フェーズ（2023年度～） ➡ 第2フェーズ（2026年度頃～）>

- 来年度から開始するGXリーグは、カーボンニュートラルへの移行に向けた挑戦を果敢に行い、リーダーシップを発揮する企業群が、GXを牽引する枠組み（既に我が国のCO₂排出量の4割以上を構成する約600社が賛同）。**企業が自主設定・開示する削減目標**達成に向け、**排出量取引（GX-ETS）**を導入し、発展させていく。
- 企業自らが、削減目標・進捗を開示することで、**目標達成へのコミットメントが働く**と考えられる。国としても、規制・支援一体型投資促進策の考え方にも照らし、本枠組の下で成長と排出削減に果敢に取り組む多排出企業に対しては、**GX経済移行債（仮称）**による支援策のあり方を含めた検討が必要ではないか。
- **自主性に重きを置く**中で、**制度に係る公平性や実効性を更に高める**べく、**第2フェーズ**では、①**政府指針を策定**した上で、企業が設定した目標が指針に合致しているか等を**民間第三者機関が認証**する仕組みを導入し、目標からの超過削減分を取引対象とするとともに、②**制度濫用者に対する指導監督等の規律強化**を検討してはどうか。
- こうした、**企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく排出量取引市場の本格稼働**を見据え、**来年度からの試行**においては、国・参画企業が連携し、**必要なデータ収集や知見・ノウハウ蓄積、政府指針の検討**等を行うとともに、本制度に係る各種実務を円滑に進め、中長期に渡り制度を安定的に運営するための**公的主体についても検討**が必要ではないか。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



排出量取引の制度設計（案）①-2：GX-ETSの段階的発展の方向性

12/14 第11回 産業構造審議会 産業技術環境分科会
 クリーン・トランスフォーメーション推進小委員会/総合
 資源エネルギー調査会 基本政策分科会 2050年カーボ
 ンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検
 討小委員会 合同会合 資料抜粋

<発電部門における段階的な有償化（2033年度頃～）>

- **発電部門の脱炭素化の移行加速**は、電化と併せて、家庭や業務、産業等の多くの部門のカーボンニュートラル実現に向けた鍵を握る。
- 諸外国の排出量取引制度においては、発電部門での取組を先行させていること、また発電部門の脱炭素化に向けた投資には時間を要し予見性が重要であることから、**GX-ETSの発展形**としても、**発電部門について、段階的な有償化**を先行させることを**予め明確化**してはどうか。
- 具体的には、**2033年度頃から発電部門（※1）**について**段階的な有償化（オークション）**を導入し（※2）、その際、排出枠の**価格を上昇基調に誘導**することと併せて、**有償比率の引き上げの道筋**を示しつつ、制度の効果や負担の状況等を踏まえ、**有償比率について一定の見直し**が出来るようにしてはどうか。

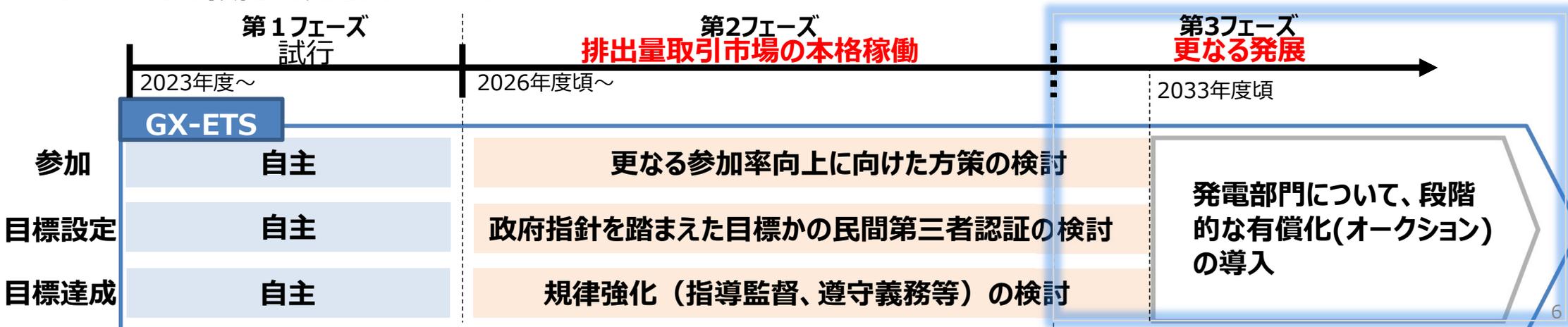
（※1）発電部門として、専ら売電の用に供する事業者を想定。詳細については、GX-ETSを発展させていく中で検討を行う。

（※2）第3フェーズの開始前後から、**発電部門は排出には同量の排出枠が必要**とした上で、政府がまず排出枠を**無償交付**することを検討してはどうか。

なお、無償交付する排出枠の量は、排出量の見通しや発電効率（ベンチマーク）等を基礎に、企業のGXの移行状況等を踏まえ算定することが考えられる。

- こうした制度発展に向けて、制度間の重複等を排除するため、既存の**高度化法等との関係整理**も必要ではないか。

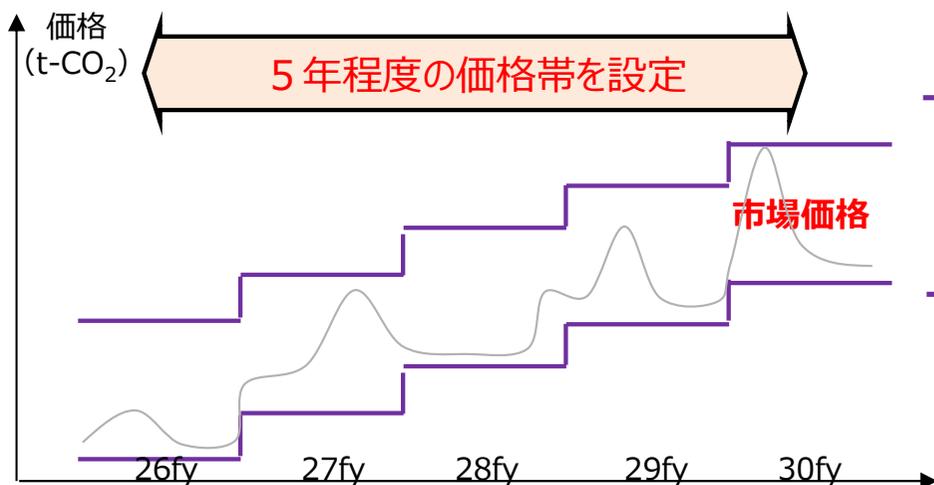
<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



排出量取引の制度設計（案）②：市場価格安定化措置

- 排出量取引制度では、市場価格が過度に変動すると、カーボンプライスとしての予見可能性が低下するのが課題。そこで、諸外国の事例も踏まえ、取引価格の価格帯を予め定め、かつ長期的に上昇させることを示すことで、予見可能性を高め、企業投資を促進してはどうか。
 - ・ 下限価格：炭素削減や吸収活動が有する、最低限の市場取引価値として機能。
社会全体に、行動変容に向けたシグナルを発信する（いわゆる「価格効果」）。
 - ・ 上限価格：市場取引価格が急騰した際に、政府が当該価格で削減目標遵守に用いることが出来る排出枠を市場供給することを予め示しておくことで、価格急騰を抑え、制度に係る負担を抑える機能。
- これらの水準を定める際は、価格水準がGX移行に向けて行動変容を促す効果や、カーボン・クレジット市場での取引価格（来年度からの市場創設を目指し、現在、東京証券取引所で実証中）、国際的な炭素価格等も踏まえ、排出量取引市場が本格稼働する2026年度以降に設定してはどうか。
- その際は、予見性を高めるため、5年程度の価格上昇の見通しを定めつつ、経済情勢の変動等を踏まえ、一定の見直しが可能としてはどうか。

【市場価格安定化措置のイメージ】



上限価格

- 市場取引価格が、予め定めた上限価格を超過した際、政府が上限価格にて、削減目標遵守に用いることが出来る排出枠を供給。

下限価格

- 政府が保有するカーボン・クレジット（Jクレジット等）や、将来の排出枠を市場供給する際は、当該下限価格を最低価格として設定。
- 市場取引価格が下限価格を下回る際は、供給を延期。

GX-ETSの段階的発展

- ◆ GXリーグの段階的発展の道筋については、官邸の「GX実行会議」でも議論がなされた（P5～P7）

【第2フェーズ以降】

- ◆ 参画企業の自主性に重きを置く中で、**制度に係る公平性・実効性を更に高める**ため、**更なる参加率向上に向けた方策**や、**政府指針を踏まえた削減目標に対する民間第三者認証（目標からの超過削減分を取引対象とする）**、制度濫用者に対する指導監督等の規律強化を検討する。
- ◆ こうした、企業毎の状況を踏まえた野心的な削減目標に基づく排出量取引市場の本格稼働（第2フェーズ以降）を見据え、来年度からの試行（第1フェーズ）においては、**国・参画企業が連携し、必要なデータ収集や知見・ノウハウ蓄積、政府指針の検討**等を行う。
- ◆ また、本検討会でも議論を深めた、上限・下限価格の設定についても、超過削減枠の取引量が拡大し、排出量取引市場が本格稼働する、2026年度以降に設定することとする。

【第3フェーズ以降】

- ◆ **発電部門の段階的有償化**を検討することとする。そのため、上記**データ収集や知見・ノウハウ蓄積等の観点**からも、来年度からの試行においては、例えば発電事業を行う別法人など、**組織境界の中で発電事業については切り分けて、目標設定や実績の管理を行う**ことも可能としてはどうか。

1. GX-ETS第1フェーズの概要

<対象企業>

- 2021年度の**国内直接排出量10万tCO₂以上の参画企業**は、下記1～4までの**全ての取組み**を実施することが求められる。
- **国内直接排出量10万tCO₂未満の参画企業**は、下記**1の目標設定、2の実績報告、4の達成状況の公表**を実施。（「第三者検証」及び「取引の実施」は任意で実施可能であるが、「**超過削減枠の創出**」は出来ない。）

※ 国内直接排出量**10万tCO₂以上**という閾値は、企業の取組状況等をふまえ、**第2フェーズ以降に引き下げる**可能性もある。

1. プレッジ



- **国内直接・間接排出**それぞれについて、**2030年度及び中間目標（2025年度）の排出削減目標を設定**
- **目標水準は各社が自ら設定**（制度のルールとして目標の下限値等は設けない）



2. 実績報告



- **国内直接・間接排出の排出量実績を算定・報告**
- 排出量の算定結果につき、**第三者検証が必要**



3. 取引実施



- **排出量取引の対象は、国内の直接排出分のみ**（いわゆる、スコープ1に相当）。**自ら設定した直接排出の目標を達成できなかった場合、超過削減枠や適格カーボン・クレジットの調達又は未達理由を説明**
- **他社に売却可能な「超過削減枠」の創出は、目標にかかわらず、NDC水準（※）を超過した分**
※基準年度が2013年の場合、基準年度排出量からの削減率が2023年度27.0%、2024年度29.7%、2025年度32.4%



4. レビュー



- **目標達成状況及び取引状況**は、情報開示プラットフォーム「**GXダッシュボード**」上で公表
※具体的な開示の在り方については、今後参画企業との対話を通じて検討。
- 排出削減と成長に果敢に取り組む多排出企業に対しては、**各種支援策との連動を検討**

2. 自主目標と基準年度排出量の設定方法①

- ◆ GXリーグは、2050CNに賛同し、これと整合的と考える排出削減目標達成に向け取組を行う枠組み（基本構想より）。
- ◆ GX-ETSは、**企業の自主性**の下で、**市場機能**（効率性・プレッジ&レビューによる透明性・規律等）を活用し、企業の創意工夫を促す仕組み。そのため、参画企業は、(1)**2030年度**及び中間目標としての**2025年度**の排出削減目標、第1フェーズの目標（2023年度から2025年度までの3年分の総排出量）に加え、(2)目標の野心度や、超過削減枠の創出可否、枠組み自体の実効性把握のため、**基準年度の排出量**について、自主的に設定を行う。
- ◆ その際、**国内直接排出量**（超過削減枠として取引対象）と、**国内間接排出量**を分けて設定。

(1) 2030年度目標・中間目標（2025年度）

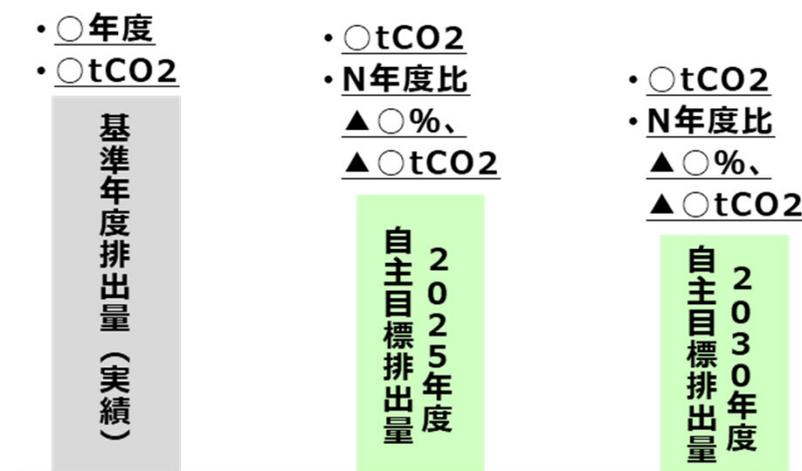
- 2030年度及び2025年度の**国内直接排出量、国内間接排出量の排出削減目標（排出量・削減率・削減量）を設定。**
- 設定した目標が、2050CNに整合的である旨※を、移行戦略の提示により説明。（※国内直接排出量、間接排出量の総和や、国外での削減の取組を踏まえた説明でも良い）

(2) 基準年度・基準年度排出量

- 基準年度は、**原則2013年度**。ただし、参画企業の状況や取組実績等から、**2014年度～2021年度の間での設定も可能。**
- **基準年度排出量**は、
 - (a)2013年度を選択：政府目標とも整合するため、**2013年度単年の排出量**で設定可。
 - (b)2013年度以外を選択：**基準年度を含む連続する3か年度の平均排出量**（どの3か年度を採用するかは参画企業が任意）。
 例) 基準年度（2015年度）…2013年度～2015年度、2014年度～2016年度、2015年度～2017年度のいずれかの期間の平均排出量

<設定イメージ>

国内直接排出量と国内間接排出量のそれぞれ、右図の下線部を設定（詳細は次頁）



2. 自主目標と基準年度排出量の設定方法② 参画企業が提出する情報

- ◆ 参画企業は、「**2025年度目標（単年度）**」と、「**第1フェーズの目標（2023年度から2025年度までの3年分の総排出量）**」を設定。**基準年度排出量・2030年度目標**と併せて、GXダッシュボード上で**公表**することとしている。
- ◆ ただし、「**2025年度目標**」・「**第1フェーズの目標**」については、**事務局への提出は必須**とするが、代替手段の確立に向けた実践状況、その効果の発現状況は産業毎に異なり、また目標に係る政府指針を第2フェーズに向けて今後策定することも踏まえ、GXダッシュボードの策定など**公表のあり方については、引き続き検討を行う**。（P18参照）
- ◆ また、GX-ETSにおいて参画企業に求める取組が異なる**国内直接排出量10万tCO₂以上かどうか**を事務局で確認するべく、制度開始（2023年度当初）時点で入手出来る最新と想定される**2021年度排出量**の提供を求める。
- ◆ 更に、基準年度が2013年度でない企業においては、2013年度比で2030年度46%削減というNDC実現に向けた本枠組みの実効性把握や、今後の制度発展に向けたデータ収集の観点から、**2013年度の排出量**の提供を求める。

データ	提出		公表	
基準年度排出量	○		○	
(参考) 2021年度排出量	○		-	
(参考) 2013年度排出量※1	○		-	
2023年度目標※2	-	第1フェーズ目標 (総計) ○	-	第1フェーズ目標 (総計) 引き続き検討
2024年度目標※2	-		-	
2025年度目標 ※2	○		引き続き検討	
2030年度目標 ※2	○		○	

※1 基準年度を2013年度としない場合に提供を求める

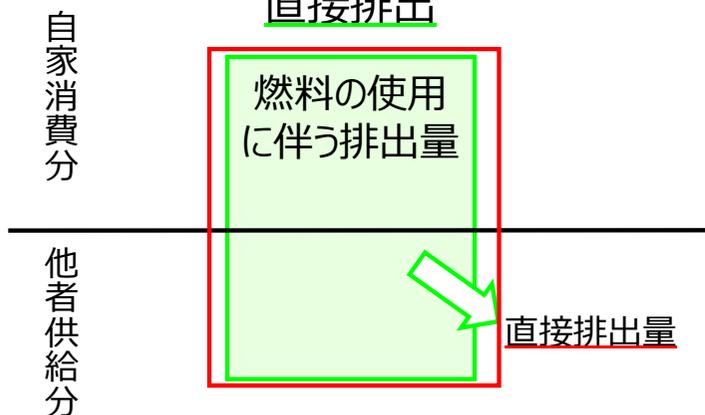
※2 目標排出量、基準年度からの排出削減率、基準年度からの排出削減量。2030年度目標は、第1フェーズ期間中における事情変更が生じうることを念頭に、**第2フェーズ開始前に、見直し可能**

2. 自主目標と基準年度排出量の設定方法③ 他者供給分の電力・熱についての直接排出の考え方

- ◆ EU等の諸外国のETSでは直接排出が対象であること、またGX-ETSでは発電事業者の参画も多数想定されているため、売電に伴う排出量のダブルカウントを防ぐ観点から、①GX-ETSでは国内直接排出量を超過削減枠として取引対象とした上で、②2050CNに向けた取組をプレッジ&レビューにより進める観点から（また、超過削減枠を創出する際の確認事項として）国内間接排出量の目標設定・実績報告が必要。
- ◆ 国内直接排出の算定方法は、温対法に基づく算定・報告・報告制度（SHK制度）を基礎に定めるが、他者供給分の発電・発熱に伴う排出については、上記GX-ETSの性質に照らし、直接排出に含め算定・報告する。

【GX-ETS】

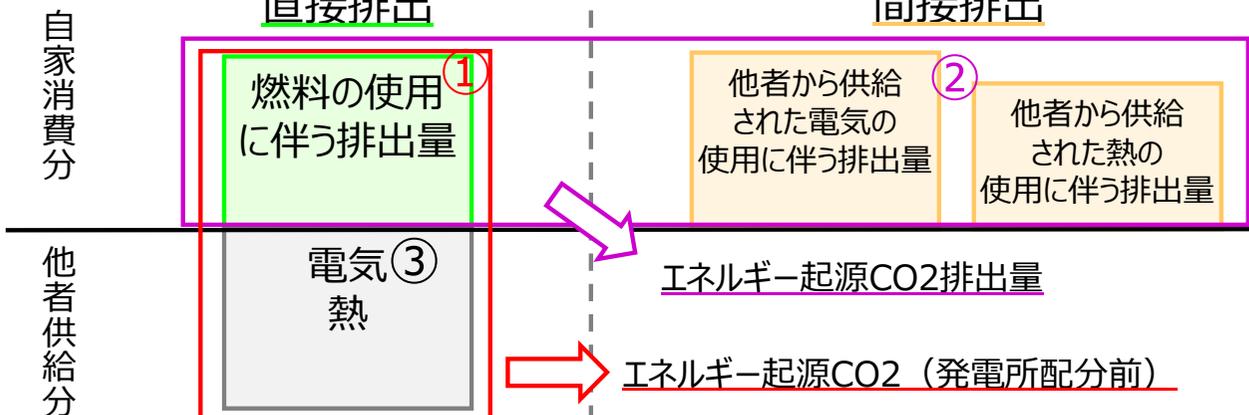
直接排出



（参考）【温対法に基づく算定・報告・公表制度（SHK制度）】

直接排出

間接排出



- GX-ETSでは、他者に電気や熱を供給した分の燃料の使用に伴う排出量も自己の直接排出として、算定・報告する。

- SHK制度では、特定排出者が報告するエネルギー起源CO2排出量（燃料・電気・熱の使用に伴う排出量）は、①自社での燃料の使用に伴う排出量に、②他者から供給された電気・熱の使用に伴う排出量（いわゆるスコープ2）を足した上で、③他者に供給した燃料・電気・熱に係る排出量を除いている。（SHK制度が、いわゆるスコープ1とスコープ2を報告対象とすることから、排出量のダブルカウントを防ぐ観点）。
- ただし、特定排出者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、「エネルギー起源CO2（発電書等配分前）」として、他者に供給した電気・熱の分も含む「燃料の使用に伴うCO2排出量」も報告。

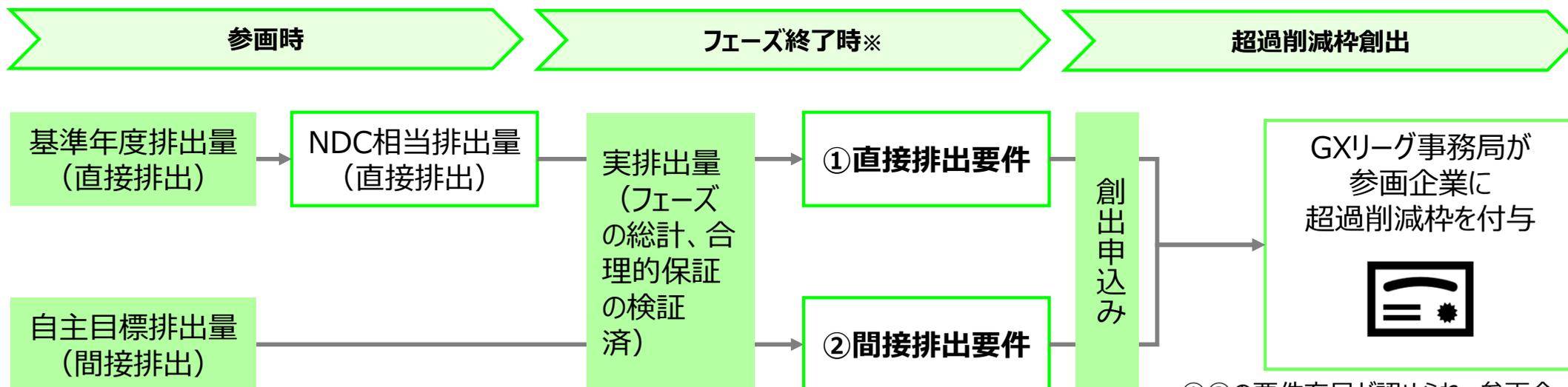
3. 超過削減枠の創出① 要件総論

- ◆ 第1フェーズにおける超過削減枠の創出要件は、①2023年度～2025年度の実排出量がNDC相当排出量以下であること（直接排出要件）及び、②間接排出の自主目標を達成すること（間接排出要件）。

※NDC相当排出量は超過削減枠の創出を判断する要件であり、参画企業に当該目標設定を求めるものではない。

- ◆ なお、自主性に重きを置く中で、制度に係る公平性や実効性を更に高めるべく、第2フェーズ以降の超過削減枠の創出要件に関しては、GX実行会議等での議論を踏まえ、①政府指針を策定した上で、企業が設定した目標が指針に合致しているか等を民間第三者機関が認証する仕組みを導入し、目標からの超過削減分を取引対象とすることを検討（P5参照）。

<第1フェーズにおける超過削減枠創出イメージ>



①②の要件充足が認められ、参画企業から創出申込みがあった場合、GXリーグ事務局が超過削減枠を付与
(直接排出の実排出量とNDC相当の差分が超過削減枠の創出量)

※ は、参画企業が算定・提出。 は、GXリーグ事務局にて判定・処理。

※ 年度終了後、当該年度の単年度において、直接排出要件と間接排出要件を充足している場合、超過削減枠を創出できる（特別創出）

3. 超過削減枠の創出② 直接排出要件

◆ 直接排出要件は、**第1フェーズ中の実排出量の総計が、基準年度排出量から計算されるNDC相当排出量以下である場合**に充足。

<NDC相当排出量>

- NDC相当排出量は、参画企業が設定した基準年度・基準年度排出量から、以下の削減率（NDC水準）を基に計算する。
- NDC水準は、基準年度排出量から2050年カーボンニュートラルまで直線で削減を行う場合の2023～2025年度、2030年度時点の削減率を機械的に計算したもの（小数点第2位以下を四捨五入、2030年度削減率の2013年度のみ小数点第2位以下を切り下げ）。第1フェーズでは、2023～2025年度削減率を使用する。

基準年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
2025年度削減率	32.4%	30.6%	28.6%	26.5%	24.2%	21.9%	19.4%	16.7%	13.8%
2024年度削減率	29.7%	27.8%	25.7%	23.5%	21.2%	18.8%	16.1%	13.3%	10.3%
2023年度削減率	27.0%	25.0%	22.9%	20.6%	18.2%	15.6%	12.9%	10.0%	6.9%
2030年度削減率 (参考)	46.0%	44.4%	42.9%	41.2%	39.4%	37.5%	35.5%	33.3%	31.0%

<事例> NDC相当排出量の求め方

A社は、以下のとおり基準年度等を設定した。

- 基準年度…2013年度
- 基準年度排出量…10,000千tCO₂

この場合、2013年度を基準年度とした場合の2025年度のNDC水準は、**32.4%**であるため、

10,000千tCO₂ × (1 - **32.4%**) = **6,760千tCO₂**がNDC相当排出量として設定される。2024年度も同様に10,000千tCO₂ × (1 - **29.7%**) = **7,030千tCO₂**、2023年度も同様に10,000千tCO₂ × (1 - **27.0%**) = **7,300千tCO₂**と設定される。

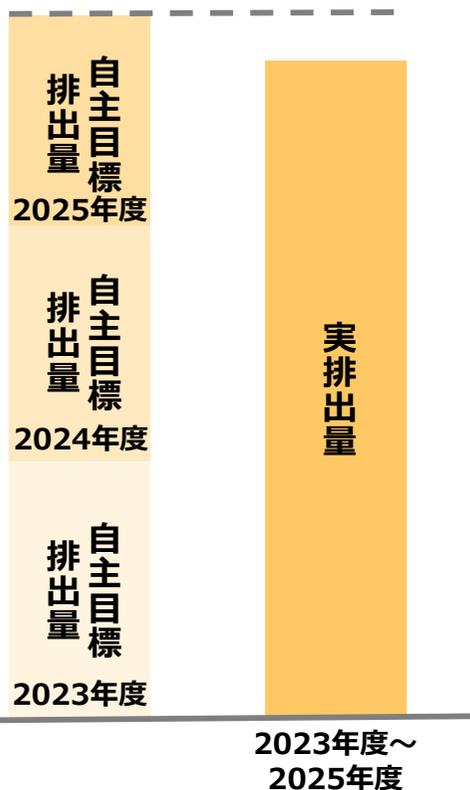
したがって、第1フェーズでのNDC相当排出量は、7,300千tCO₂ + 7,030千tCO₂ + 6,760千tCo₂ = **21,090千tCO₂**と算出される。



3. 超過削減枠の創出③ 間接排出要件

◆ 間接排出要件は、参画企業が掲げた間接排出量の自主目標を達成できているかについて確認する。

【間接排出】



<要件確認イメージ>

- SHK制度では、間接排出量の算定においては、排出係数について①契約メニュー毎の調整後排出係数を乗じる方法、②供給事業者毎の基礎排出係数を乗じる方法の2つが規定されており（※）、非化石証書等の調達による排出量の調整も認めている。
※ 実測に基づく係数や代替値の使用も可能
- 賛同企業の中には、既に低炭素メニューの選択・証書購入も含め、目標設定している者も存在。企業の省エネ努力に加えて、こうした取組も評価できるよう、目標設定・実績確認・間接排出要件充足の判断に当たっては、契約メニュー毎の調整後排出係数を使用した上で、自ら調達した非化石証書等も考慮することとしてはどうか。
- もっとも、企業の省エネ努力をPRするため、ダッシュボードにおいては、消費エネルギー量も任意で公表できる対象として明確化してはどうか。
- なお、超過削減枠を創出する場合は、間接排出量についても合理的保証による検証が必要。

<SHK制度において使用可能な電力の排出係数>

	調整後排出係数	基礎排出係数	代替値
係数の概要	小売電気事業者の契約メニュー別の係数	小売電気事業者毎の物理的な係数	基礎排出係数又は調整後排出係数が使用できない場合に環境・経産大臣が公表する係数
算出方法	当該事業者が調達した全ての電源からの排出量を販売メニュー毎に案分し証書・クレジットで調整。メニュー毎の販売電力量で除して算出。	当該事業者が調達した全ての電源からの排出量を総販売電力量で除して算出。	全国の事業用及び自家用発電の過去5年の実績を平均して算出。
環境価値取引の反映	○	×	×

※ 熱については、SHK制度において2023年度実績の報告から調整後排出係数及び基礎排出係数を導入する方針で検討中。

3. 超過削減枠の創出④ 制度開始当初から、NDC相当排出量を超過達成している場合

- ◆ 直接排出要件と間接排出要件の充足がGXリーグ事務局により認められ、参画企業が創出申込みをGXリーグ事務局に対して行った場合、GXリーグ事務局が当該参画企業に超過削減枠を付与。
- ◆ 第1フェーズにおいては、企業毎で基準年度も異なり、公平性を判定する十分なデータもないため、公平性の確保のため、一律の基準として、掲げる目標設定に水準に関わらず、NDC相当排出量と直接排出実績の差分とする。
- ◆ 超過削減枠は、野心的な削減目標を自ら掲げ、その達成に向けたインセンティブとして設計されるべきものの、上述のとおり、試行フェーズである第1フェーズにおいては、企業が掲げる目標水準ではなく、NDC相当排出量と排出実績の関係で、創出が可能。
- ◆ そのため、2013年度以降の企業活動の実態によっては、制度開始当初から、NDC相当排出量を超過達成し、超過削減枠を創出する場合も想定される。
- ◆ こうした場合の取扱いについて、
 - ・GX-ETS開始前の取組の成果であること、
 - ・超過削減枠は、野心的な削減目標を、枠組みの下で達成した際のインセンティブとしての役割が理想であること
 - ・第1フェーズは試行であり、第2フェーズ以降は超過削減枠の創出要件の公平性をより高めること（制度に係る公平性や実効性を更に高めるべく、政府指針を策定した上で、企業が設定した目標が指針に合致しているか等を民間第三者機関が認証する仕組みを導入し、目標からの超過削減分を取引対象とすることを検討）
 - ・同時に、GX-ETS第1フェーズにおいて、参画企業が削減インセンティブを得る必要があること等との関係で、どのように取り扱うことが適当と考えられるか。

5. GX-ETSにおける排出量の算定・モニタリング・報告 / 6. 排出量の検証

- ◆ 算定は、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度（SHK制度）の手法を基礎とする。
- ◆ モニタリング・報告は、過去政府が実施した類似の取組（「JVETS」や「試行実施」）での手法を基礎とする。
- ◆ 国内の直接排出を取引対象とする等のGX-ETSの特徴や、これまでの検討会での議論、賛同企業との対話を踏まえ、これらの手法に必要な改変を行い、「①基準年度排出量算定ガイドライン」、「②算定・モニタリング・報告ガイドライン」、「③第三者検証ガイドライン」を定める。【①・②は3月末までに、③は夏頃までに、賛同企業の意見を踏まえ策定】



① 基準年度排出量算定ガイドライン

- 温対法に基づく算定・報告・公表制度での算定データからの抽出の考え方
- GHGプロトコルに基づく算定データから抽出の考え方 …etc.



② 算定・モニタリング・報告ガイドライン

- 算定対象活動の考え方
- モニタリングの方法
- 報告の方法・様式 …etc.



③ 第三者検証ガイドライン

- 保証水準の考え方
- 検証手続の考え方
- 検証機関の登録方法 …etc.

7. その他の論点 GXダッシュボードの在り方の検討方針

◆ ダッシュボードの在り方について、以下の方針に基づき、賛同企業との対話を通じて引き続き検討。

1. 閲覧者が活用しやすい形式での情報提供

- 様々なステークホルダーが活用しやすい形式での情報提供（業種別データ表等）。

2. 個社別の特殊性を踏まえた詳細情報の開示

- 個社別のページを設け、各社の取組状況等の詳細を開示（取組状況の紹介、目標達成方法の説明、既存の開示情報へのリンク等）。

3. 業種別の補足情報の掲載

- 多排出産業を中心に、代替手段の確立に向けた課題や国際競争の状況等、閲覧者向けの分かりやすい関連情報を掲載し、各業種の特性に対する理解を促進。

7. その他の論点 脱炭素への代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない産業分野への対応について

- ◆ 世界全体での脱炭素化に向けては、脱炭素への代替手段が、現在、技術的・経済的に存在しない産業分野の取組が重要であることは、論をまたない。特に、製造プロセスにおいてCO₂が必然的に排出される多排出製造分野（鉄鋼、化学、紙パ、セメント等）については、現在は存在しない脱炭素技術への研究開発とともに、省エネ・エネルギー転換等の設備投資を同時に行う必要があり、実際の環境改善効果が発現するまでは一定の時間がかかる。
- ◆ このような中、多排出製造事業者は、2030年に向けた野心的な目標を掲げて、まさに成長と排出削減の取組を開始しており、このような積極的な投資と削減に向けた行動を促進することが、GX-ETSの狙いである。
- ◆ 国際的にも、多排出製造事業者の脱炭素に向けた取組の困難さとトランジションに向けた投資の重要性は、理解が深まっている。我が国においては、国際基準に準拠した基本指針や分野別ロードマップの策定など、トランジション・ファイナンス促進に向けた環境整備を行うとともに、国内外への発信も行っている。
- ◆ 他方、これらの環境整備は道半ばであるのも事実。G20やGFANZなどの民間イニシアチブでもトランジション原則の策定などが進みつつあるが、金融機関や機関投資家にとってみると、多排出製造事業者への資金供給は、一時的には自らの投融資先の排出量（Financed Emission）が増えてしまうため資金供給に躊躇する事例もあり、金融機関が積極的に資金供給ができるよう、制度面での対応をしていく必要がある。
- ◆ こうした状況の中、短期的な排出削減が困難な多排出製造事業者が、GX-ETSに参加して、自らの目標の設定・公表を行った上で、GXに向けた技術開発や投資を果敢に行うことは、リーダーシップのある行動であり、その公表された情報については、一定のリテラシーをもって、評価・活用することが必要。
- ◆ このため、経済産業省と多排出事業者等が協力して、我が国経済における多排出製造業の重要性、脱炭素に挑戦することの困難さと意味合い、イノベーションやトランジションに向けた取組状況などを、金融機関、機関投資家、その他のステイクホルダーとの対話を行うことで、理解促進を図っていく。また、GXダッシュボードで公表する情報についても、経済産業省が、情報活用側のリテラシー向上に向け取組を行うことにより、企業分析や評価を行う情報活用側に適切な産業特性の理解を促していく。年明け以降、これらの取組に向けた議論を本格化する。